

## 会 議 記 録

会議名称	令和5年度第2回 杉並区公契約審議会	
日 時	令和5年10月24日（火）午前10時00分～午前10時42分	
場 所	中棟4階 第2委員会室	
出席者	委員	水島委員、砂川委員、金子委員、高取委員、島田委員、今里委員
	区	区長、総務部長、経理課長、契約総括係長、契約担当係長、契約係員
傍聴者	8名	
配布資料	資料1 人事委員会勧告等の動向について 資料2 令和6年度における杉並区公契約条例第7条第1項に規定する労働報酬下限額について（答申）（案）	
会議次第	1 開会 2 報告 (1)人事委員会勧告等の動向について 3 議事 (1)令和6年度の労働報酬下限額について 4 その他 (1)第3回杉並区公契約審議会 5 閉会	

○会長            それでは、定刻でございますので、ただいまから第2回公契約審議会を開会いたします。

                  初めに、本日の会議は全委員が出席しておりますので、条例に規定する定足数に達していることをご報告申し上げます。

                  本日は、岸本区長にお越しいただいておりますので、ご挨拶を頂きたいと思えます。

○区長            皆様、おはようございます。岸本聡子です。

                  日頃より杉並区政へのご理解、ご協力を頂き、誠にありがとうございます。令和5年度第2回杉並区公契約審議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

                  委員の皆様におかれましては、新たな任期となる本審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

                  公契約条例という非常に重要な条例を杉並区が持っていることを本当に誇りに思っています。今、23区の中で11区というふうに聞いていますけれども、公契約条例は、公共サービスの質の確保や地域インフラの整備に携わる事業者の中長期的な担い手の確保、そして、地域の事業者の活力の維持、向上をさせる取組の必要性が提唱された中で制定されました。今後、区では地域インフラだけではなく、学童クラブや放置自転車撤去のお仕事にも広げていく予定です。公契約条例の下で仕事をしてくださっている方は、地域の事業者、そして地域に住んでいる方がたくさんいらっしゃるという意味では、地域の雇用を、安定的な雇用を、良質な雇用をつくっていく、守っていくという、非常に核になる、重要なことだと思っております。

                  そして、さらに言えば、急激な物価高騰や区民の生活は、本当に今、まさに私たちが直面していることですので、こういった時代状況において、この公契約条例というものの意味や意義というのを、こちらの審議会の皆様に建設的に議論していただいていることに本当に感謝を申し上げたいと思えます。

                  最後に、委員の皆様のお力添えを重ねてお願いをし、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

○会長            どうも、岸本区長、ありがとうございました。

区長は、公務の都合により、こちらでご退席されるということです。どうもありがとうございました。

○区長                    ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

( 区長退室 )

○会長                    それでは、次第に沿って審議を進めてまいりたいと思います。

今日は、前回の議論を踏まえて、労働報酬下限額の算定の根拠について審議し、答申案を決定してまいりたいというふうに思います。

なお、後ほど事務局からもご説明があるかと存じますが、答申の最終決定は区職員の給与改定に係る労使交渉の妥結内容を確認した上で、次の審議会において行うということになるかと思っておりますので、ご承知おき願いたいというふうに思います。

審議に入る前に、事務局から審議に当たっての資料を配付いただいておりますので、まずは、その内容についてご説明を頂戴したいと存じます。

○経理課長            それでは、まず、資料1をご覧くださいと思います。初めに、1番の特別区職員に対する人事委員会勧告について報告をさせていただきます。

月例給は、公民較差3,722円、較差率で申し上げますと0.98%、こちらを解消するために、初任給において、大卒程度は8,000円、高卒者は6,000円引上げの勧告があったところがございます。また、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で1,000円以上の引上げ勧告がございました。ボーナスにつきましては、支給月額を0.10月分引き上げまして、4.65月に改定するという勧告がございました。

続きまして、2番の東京都職員に対する勧告でございますが、こちらもおおむね同じような内容となっております。次の3番、4番につきましては、こちらは1回目の審議会にて既に報告した内容となっておりますのでございます。

続きまして、参考資料、こちらの1ページ目をご覧くださいと思います。

参考資料の1ページ目でございますが、まず、1番としまして、特別区人事委員会勧告を反映いたしました会計年度任用職員の短時間・行政職の1時間当たりの換算額でございます。今回の勧告を受けまして、現行の金額

と勧告の金額、こちらを記載しているというところがございます。これまで、会計年度任用職員の短時間・一般事務補助の1年目の時間単価につきましては、1級5号給としていたところがございますが、こちらの表の下の注にございますように、都の最低賃金の引上げに伴いまして、今月の1日より1号給引き上げられまして、5号から6号となったところがございます。

令和5年度における労働報酬下限額は、昨年の審議におきまして、短時間・一般事務補助1年目の1級5号を基点といたしまして、そこに、それから2号給を加算いたしました1級7号、こちらを参考にすることとしておりましたが、仮に同様の算出方法を採用した場合、令和6年度は1号給引き上げられるという関係で、1級8号給の1,191円となるところがございます。

続きまして、2番の会計年度任用職員の短時間・業務職の1時間当たりの換算額でございますが、こちらの説明の前に、お隣の2ページ目の上部の参考をご覧くださいと思います。行政職と業務職の給与改定の仕組みについて、まずご説明をいたします。

まず、行政職につきましては、特別区人事委員会勧告を受けまして、労使交渉の後に妥結を経て改定されるというものでございます。一方、業務職につきましては、特別区人事委員会勧告の対象となっておりません、行政職の勧告を参考にしつつも、特別区長会が業務職の給料表として示し、労使交渉を経て改定されるというものでございます。

そのため、お戻りいただきまして、1ページ目の2番の会計年度任用職員の短時間・業務職の1時間当たりの換算額につきましては、現行の業務職の給料月額に行政職の高卒初任給の改定率であります3.9%、こちらを乗じた額を、あくまでも推計値として算出したというところがございます。これは過去の業務職の改定率の推移というのをこちらで確認しましたところ、年度によりまして、行政職の改定率が低いケース、それから高いケースというのがありましたが、両者の改定率に大きな乖離はなかったということから、今回の推計におきましては、行政職の改定率と同率としたというところがございます。その算出方法によりますと、1級30号の用務1年目のところがございますが、1,231円となるところがございます。ただ、こちらはあくまでも推計値でございますので、実際の改定額につきましては、

資料に記載しております推計値から多少変動する可能性がございますところをご了承いただければと思います。

給与額が確定いたしますのは、労使交渉後の11月下旬となる予定ですが、もし仮に変動した際には、改めて時間単価を算出した上で、その結果について、速やかに委員の皆様にご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、参考資料の2ページ目、3番、東京都における消費者物価指数の概況について報告をいたします。3の(2)をご覧ください。

まず、①の総合指数でございますが、2020年を100とした場合、今年9月は105.8となっております、前年同月比で2.8%上昇しております。

次に、②番の指数は、天候の影響により毎月の変動額が大きくなる傾向がある生鮮食品を除いております、今年9月は105.2、前年同月比で見ただけの場合には2.5%上昇しております。

最後に、③の指数でございますが、②番の条件に加えまして、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受けるガソリンですとか電気代などのエネルギー、こちらを除いております、今年9月は105.3、前年同月比では3.8%上昇しております。

以上、審議の参考としていただければと存じます。私からは以上でございます。

○会長                    ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からのご説明に関しまして、質問等ございますでしょうか。

( なし )

○会長                    それでは、今の報告を踏まえまして、杉並区におきます令和6年度の労働報酬下限額について議論をしたいというふうに思います。

審議は、資料2で答申の様式を示しているかと思っておりますので、その2枚目の項立てに沿って行っていきたいというふうに思います。

まず、工事又は製造請負に係る労働報酬下限額でございますが、前回の審議で、熟練工・一人親方につきましては、各職種の公共工事設計労務単価の9割、見習い・手元等につきましては、軽作業員の公共工事設計労務

単価の7割とする方向でご意見を伺っております。

そこで、この答申案をまとめるに当たって、何か特段、ご意見はございますでしょうか。

○委員 よろしいですか。

○会長 よろしく申し上げます。

○委員 今年度の答申については、この間、第1回目でお話をさせていただいたようにこの数字でよろしいかと思えます。次年度に向けてのこととして、残しておきたいことがあります。

ずっと言い続けておりますけれども、軽作業員自体の職種の内容が果たして建設業の勤める方の仕事なのかというところで、軽作業員の70%というのはちょっと低いのではないかというのはずっと申し上げておりますので、これを、軽作業員のそのままの金額に当てはめるのがいいのか、普通作業員の70%にするのがいいのか、また、普通作業員の仕事の内容を見ると建設に近いものになっておりますので、普通作業員の金額にするのがいいのか、千代田区のようにその職種ごとの金額の70%にするのがいいのかというのを、次年度に向けて話し合いをしたいなと思っております。議事録にも残させていただきたいと思えます。

○会長 はい。ありがとうございます。

( なし )

○会長 特にございませんようでしたら、工事又は製造の請負契約のうち、熟練工・一人親方につきましては、各職種の公共工事設計労務単価の9割、見習い・手元等の労働報酬下限額は、1時間当たりの単価を軽作業員の公共工事設計労務単価の7割とさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、業務委託契約と指定管理協定の労働報酬下限額について議論を進めたいというふうに思えます。この点につきましてご議論のある方、どうぞご発言をお願いしたいと思えますが、いかがでございますでしょうか。

○委員 毎回同じような発言をさせていただいておりますが、条例効果の一つの指標というのは、最低賃金とその条例で決めた労働報酬下限額の差がどれ

だけ確保できるかということかと思えます。また来年の10月に最低賃金が上がるということで、労働報酬下限額の上がる時期と最賃の上がる時期がずれているということですので、また来年の10月に最賃が上がるとその差が縮まるというたちごっこが続いているというところも一つ現実なのかなというふうに思っております。

令和3年度当初は70円の差がありましたが、10月になるとそれが大幅に縮小されてという形になっておりますので、しっかりした条例効果を生むということであれば、来年の4月の労働報酬下限額というのは、これまで以上に少し踏み込んだ金額の上げ幅が、やはり条例の理念を考えると必要なのではないのかなというところもありますので、倍以上の金額はやっぱりしていかないといけないのではないかなというところを少し考えております。

○会長           ありがとうございます。ほかにいかがでございますでしょうか。特によろしゅうございますか。

( なし )

○会長           前回の議論を引き継ぐ形で若干整理をさせていただきますと、現在の東京都の最低賃金、それから人事委員会の勧告の改定率、これを踏まえると、下限額を引き上げるという点では、委員の皆さんのご意見は確認できたのかなというふうに思います。

それから、前回ご議論をさせていただきましたのは、地域的な問題として、近隣他区との均衡という論点を議論したかと思えます。特に、世田谷、中野、新宿辺りでございますが、そこに比べると、残念ながら、ちょっと杉並区の水準がやや低いということがございます。

これまで、根拠として、会計年度任用職員のうち、短時間・一般事務補助との関連で議論をしてまいりましたが、金額という観点から見ても、今日ご報告いただいたように、仮に従来通りでいくと1,191円ということで、他区との均衡を考えるといささか低いという状況です。また、実態の問題としては、前回ご報告がございましたように、労働報酬下限額を適用している業務が、清掃であるとか用務、警備、調理というような形で、実は会計年度任用職員のうちでも、いわゆる業務職が担っている仕事と同様の業

務であると、こういう観点から少し考え直してみないかということでございます。

この点に関して、まだ特にご意見は頂戴していないところでございますが、こうした点を踏まえて考えると、前回も多少議論しましたが、参照する給与表を会計年度任用職員のうちでも業務職の短時間用務というふうに変更して、これを基に下限額を設定するのが望ましいのではないかとというのが、議論を踏まえた上での私自身の整理でもございます。

この点に関して、ご意見、いかがでございませうでしょうか。

( なし )

○会長 ありがとうございます。

それでは、そういう方向で考えるということになりますと、参考資料の1ページの下の段の行政職給料表の(二)のうちの出発点としては、1級30号給というのがございまして、これは、ご存じのように、この業務職は地方公営企業労働関係法の中のいわゆる単純労働職員に該当されますので、団体交渉を通じて決定されていくということでございますので、推計値でございませうが、先ほど事務局からもご報告がありましたように、この推計値から大幅に変動することは、これまでの経験則的にはないということで、現段階ではこの1,231円を参考にして考えてみてはどうかというのが私からのご提案でございませうが、いかがでございませうでしょうか。

○委員 度々すみませう。当初は高卒初任給でという案も出しましたけど、そういう中で、いろいろ根拠づくりという中で、一つ、業務職という方向性ということについては、特段はございませう。一方で、絶対額を幾らにするかという議論になろうかというふうに思いますが、この1,231円という金額自体は例年に比べると大幅な引上げというようなことですので、踏み込んでいただいているのかなという思いはあります。ただその一方で、やはり絶対額として連合が唱えているリビングウェイジ、要するに生活がしっかりできる生活費レベルといった部分については、やっぱり1,250円を超えるような金額になってきております。また物価も恐らく上がる傾向ですし、労働側ですので来春闘の話もありますが、今後どうなるかというのはこれからの話にはなりますが、恐らくトレンド的には大幅に上げていくん



だろうなというところは想像できると思います。そういった中で、どこまで先取りをこの審議会の中でするのかというところも、一つ必要なのかなというふうに思っておりますので、1,231円で大きな前進とも思いつつも、もう一步、踏み込めればいいんじゃないのかなという思いは少し持っているというところがございます。

○会長           はい。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○委員           では、すみません。いつもこの議論の中で、他区との均衡というお話が出るかと思えますけれども、やっぱり近隣の区で1,300円を超えてくるような区が出てくるという話も聞こえてきているところもありますので、これですと、また杉並がちょっと低いというような状況に陥るかとも思います。本当に思い切った金額の上げ幅で、しっかりした条例で、しっかりした人たちを雇えるといいますか、来ていただくような、今、本当に人手不足がいろんなところで起こっておりますので、本当に、時給で人が来る、来ないになってくるのかなと思っておりますので、大きな前進が必要かなと思います。

○会長           ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ご指摘の点もございますが、今回は各委員からもご議論が出ていますように、一つは、ベースとする給料表を大きく動かして、かつ、単価的にもまだまだ他区との均衡という点で不十分だというご意見もございますけれども、当審議会としてはかなり大きな額というものを出したかと思っておりますので、できればこの1級30号給というところで始めさせていただいて、その後、今、委員からおっしゃったように、政府も賃上げということを盛んにおっしゃっておりますので、例えば来春闘でかなり大幅なものがあれば、それをまた来年度のご意見の中に、物価の問題もありますし、また他区との均衡という点も、また来年度のご意見の中で取り入れさせていただくということで、できれば1級30号給でご理解を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

○委員           大きく上がったということは、事実、上がる議論をしているというのが事実かと思えますが、どの年になるかは分かりませんが、どこかで決断はして、それなりの大きな上げ幅にはしていかないといけない。それがいつ

なのかという認識は持っておりますので、今年度であれば、それは私たちとしてはベストなんですけど、来年の議論にするにしても、それなりの踏み込んだ議論をしていかないと、今、委員からもありましたとおり、他区との差であるとか、人材不足を賄えるような水準というふうなところというのはなかなか難しくなってくるのかなというふうに思っておりますので、どこかでその決断、結論を出すという議論についてはしっかりしていくべきではないのかなというふうに考えております。

○会長           ありがとうございます。私個人としては、今年は、ある意味では第一歩を踏み出したというふうには考えているんですが、もちろんご意見のようなことはお聞きしておきたいというふうに思います。

ほかに、特にご意見がございますか。

○委員           はい。業務職の基準を持ってくるということで、それについては賛同いたしますし、会長のおっしゃる30号給で1,231円にも賛同したいと思います。事業者側にとっても人手不足でございますので、よりよい待遇で人を採用できるようになれるだけの委託費用を頂ければ、我々事業者側としても当然よい影響もありますので、一概に反対するものではないと思っています。それを踏まえた上で、私からのお願いとしては、やっぱりこの業務職の基準採用を、今回、業務の内容が近いということでございますので、やっぱり、一度採用したら、少なくとも3年ぐらいはこの業務職はぜひ変えないようにすべきではないかなというふうに思います。それは私の意見として申し述べさせていただきたいと思います。

あと、他区との均衡の議論に関してなんですけれども、当然、均衡は僕も必要だと思いますし、何せ中野に住んでいる人が杉並区の仕事をするところもあるでしょうし、本当に距離的には僅かな距離でございますので、もう少し何か他区の状況が何かタイムリーに分かるような仕組みというのは、当審議会ではなかなか難しいかもしれないんですけども、行政の方に何かご尽力いただいて、何か先行したものを追いかけるように、なかなか均衡していかないというような状況が、非常にこう、見ていてやきもきしてしまうところがあって、ぜひ、来年度に向けてというか、恒常的に他区との、連携というところとちょっと言葉としては不適切かもしれませんが、情

報交換とかでも構わないと思いますので、ご検討いただけないかなと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。

任期で、前期は会計年度任用職員の行政職ということを基準に行こうということで、前はやりました。そして今回、新しい任期になった最初の年で、今、行政職の(二)のほうで行きましょうと、こういうことになりましたので、私としても、今、委員がおっしゃったように、基本的にはこの枠組みというのでしばらく検討したいというふうに思っております。

後者の点は、私もぜひ事務局のほうにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○総務部長 では、会長、その点について。

○会長 はい。

○総務部長 ご意見、私どももしかと受け止めさせていただきたいと思うんですけども、実は、各区とも公契約審議会の議論が同じくらいのタイミングで行われていまして、その中でも、本区の審議会は他区に比べると少し早いスケジュールで進んでいるような状況でございます。ですので、本当は本日この場で他区の議論の状況を紹介できたらよかったです、うちが先行しているもので、何分情報がまだ現時点では不足しているというのが現状でございます。

我々としてもやっぱり他区との均衡というのは気になる場所ですので情報収集に努めておりますが、そういった状況なので、最終的にご決定いただく次回の12月の審議会においては、確定までには至っていないかもしれませんが、もう少し他区の状況をご紹介できると思いますので、そこでご確認いただいた上で、最終的なご決定を頂ければというふうに考えてございます。

今後とも他区の状況は注視して、なるべく早めに情報提供ができるようには努めてまいりたいと思います。

○会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度の労働報酬下限額は、区の会計年度任用職員の短時間用務の1年目、1級30号給、これを参考にして決めたいと思います。

なお、答申案につきましては、一旦、推計値である1時間当たり1,231円としまして、労使交渉が大体11月の下旬には妥結するというふうに聞いておりますので、正式には、12月に開催予定でございます第3回の審議会で正式に決定するということにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

( 了承 )

○会長                    ありがとうございます。

それでは、答申案につきまして、一通りの審議を終えることができました。どうもご協力ありがとうございます。ここで、事務局にこれまでの審議内容を答申案の形の書式に落とし込んでいただきたいと思います。その間、少々お待ちください。

( 答申案作成開始 )

○委員                    答申案の作成中ですが、よろしいですか。すみません。

○会長                    どうぞ。

○委員                    この審議会の位置づけとしては、労働報酬下限額についての意見を聞きたいということで諮問があって、それに対して我々が審議しているんですけども、条例では、労働環境の整備とかそういったところも条例には書かれていて、我々建設事業者としては、やっぱり来年の4月以降の働き方改革の課題というのを、正直厳しい状況として受け止めております。いわゆる工期の設定のところ、原則週休2日で工期は見ていますというお話は頂くんですけども、実際のところ、過去からずっとそのとおりで来ておまして。にもかかわらず、我々としては週休2日を確保できないままに今まで仕事してきたという歴史がございます。何かこう、週休2日の確保というの、やっぱり、働く方々の、建設業に人が集まってきてもらうために大事なことなので、非常に我々は悩んでいるんですけども、この審議会というのは、やっぱり、そういうことに関して話すのは、ちょっと不適切なんではなかね。

○会長                    それは、条例があった上で、結局、どういう内容を私どもが諮問を頂戴できるかということだと思っんですね。

○委員                    ええ。そうですよね。諮問はあくまで労働報酬下限額のみなので、それ

以外の話は……

○会長 ええ。なので、正式なお話としてはそういうことになっちゃうんですが、条例の中にそういう労働環境の整備というようなことが含まれているということを区のほうでご理解いただいて、そういうご提案を頂戴できれば、ここでも審議できるという、そういう流れだと思うんですね。

○委員 なるほど。分かりました。

○会長 ですから、そういうご要望があるというようなことについては、フリーディスカッションという意味で議事録にとどめさせていただいて、区のほうでも次年度に向けて少しご検討いただくと。とはいえ、来年4月からだから、待ったなしというところはありませんよね。

○委員 業界でも非常にいろんな意見がございますので、今日はあえて、この場でこうしてほしいとか、ああしてほしいとか申し上げるつもりはないんですけども、そういう話をさせていただいてもいい場なのかどうかというだけの確認でございました。

○委員 今のお話で、議事録に全然載せていただかなくていい内容なんですけど、すみません、今、委員がおっしゃったように、建設業、本当に今、もう時間の管理からしてこなかった業界でありますので、まずは時間の管理がとても大変で、一日の仕事で8時間を超えて残業となると、そこまでの計算をしていないところがとても多いわけですよ。次年度、国交省も、暑さ指数を入れて、暑さ指数があまり高いと、そこは工事をストップさせるというような法案を次年度は出せないかなというところで新聞にも載っておりましたけれども、そうすると、工期の部分は、本当にいろんな意味でいろんな検討をしていっていただかないと職人さんたちも厳しいかなと思いますので、そこは私たちのほうとしてもぜひお願いしたいところでありませう。

( 答申案作成完了、追加配付 )

○経理課長 委員の皆様、本日はご審議ありがとうございました。

事務局が答申案を作成いたしましたので、今お手元に配付させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

○会長 それでは、私のほうで、今書いていただいた答申案をお読みいたします。

確認をお願いいたします。

1、工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額。

(1) 熟練労働者・一人親方。

令和6年の東京都における47職種ごとの公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない「タイル工」、  
「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の4職種については、  
過去に東京都が示した参考値に対し、他の47職種の上昇率を平均して得た  
割合を乗じて算出した額を単価とし、その単価に同じく90%を乗じて得た  
額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

(2) 上記以外（特定労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用  
者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）。

令和6年の東京都における軽作業員の公共工事設計労務単価に70%を乗  
じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

2、工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下  
限額。

杉並区職員給料表の会計年度任用職員（短時間・用務）を参考に1時間  
あたりの単価を1,231円とするのが妥当である。

3、指定管理協定に係る労働報酬下限額。

「2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下  
限額」と同額とするのが妥当である。

先ほど申しあげましたように、1,231円の部分は仮置きということにな  
ります。ご確認をお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

（ 異議なし ）

○会長                    それでは、ご異議がないようでございますので、区はこの答申案を基に  
来年度当初予算への反映を行うということで、お願いいたします。

それでは、次回は労使交渉の妥結内容を確認の上、答申内容を最終的に  
決定し、区に答申を行いたいというふうに思いますので、委員の皆さんに  
は引き続きよろしくお願いいたします。

以上、ほかにご意見ございませんでしたら、第2回の審議会を閉じたい  
と思いますが、次回の日程についてご確認をお願いいたします。

○契約総括係長 はい。それでは、次回の日程についてお知らせをいたします。

各委員の日程調整の結果、12月19日の火曜日の午前10時開催で委員の皆様のご都合の確認が取れております。

○会長 それでは、12月の19日火曜日午前10時からということによろしゅうございますでしょうか。

( 了承 )

○会長 はい。ありがとうございます。

○契約総括係長 はい。それでは、開催通知につきましては、後日、また別途発信させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。円滑に議事も進行させていただき、答申案を決定することができました。

以上で第2回公契約審議会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。